

事業所名 グループホーム町屋
運 営 推 進 会 議 開 催 報 告 書

開催日時 2022年 10月 24日(月)	
参 加 者 (意見照会)	議 題
利用者 0名	① 行事報告
利用者家族 0名	② 行事予定
地域住民の代表者 0名	③ 身体拘束適正化検討委員会
市職員 1名	④ 意見照会
地域包括支援センター職員 1名	
事業所 2名	
会 議 録	
<p>2022年10月24日に行う予定でしたが、コロナウィルス感染拡大防止により開催を中止します。今回開催分も意見照会にて行いたいと思いますので、ご協力の程、宜しくお願い致します。</p> <p>① 行事報告</p> <p>1号館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月8日 3名の利用者様の誕生日会をおやつ時に行いました。ロールケーキをお召し上がり頂きました。誕生日の方達も、とてもお喜び頂きました。 ・9月15日 敬老会をおやつ時に行いました。どら焼き、カステラをお召し上がり頂きました。 ・9月29日 今年度2回目の避難訓練を夜間想定にて行いました。今回は、朝の6時頃、朝食の準備中に台所から火災が発生したという想定で行いました。今回の訓練内容は、初期消火訓練、火災通報装置を使用しての実通報訓練、全利用者様の誘導を職員1名で行いました。避難時間は、13分26秒にて避難出来ました。 ・10月7日 秋の味覚祭を昼食時に行いました。きのこご飯、さんまの塩焼き、秋鮭の塩焼きをお召し上がり頂きました。 <p>2号館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月16日 敬老会を行いました。昼食に、赤飯、天ぷら盛り合わせを提供させて頂きました。おやつ時には、敬老会を行い、どら焼き、カステラをお召 	

し上がり頂きました。

・9月17日 誕生日会をおやつに行いました。もみじ饅頭をお召し上がり頂きました。誕生日の方も、とても楽しい時間をお過ごし頂く事が出来ました。

・9月22日 今年度2回目の避難訓練を夜間想定にて行いました。今回は、朝の6時頃、朝食の準備中に台所から火災が発生したという想定で行いました。今回の訓練内容は、初期消火訓練、火災通報装置を使用しての実通報訓練、全利用者様の誘導を職員1名で行いました。避難時間は、避難時間は、14分52秒にて避難出来ました。

② 行事予定

1号館・2号館

- ・11月 紅葉狩り
- ・12月 クリスマス会

③身体拘束適正化検討委員会

◆高齢者虐待から繋がる身体拘束について

1. 高齢者虐待とは

(1) 養護者による高齢者虐待のとりえ方

① 「高齢者」のとりえ方

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下高齢者虐待防止法という）では、「高齢者」を「65歳以上の者」と定義しています。

「65歳未満の者」についても虐待が生じている場合には、対応すべき点においては、65歳以上の者に対する虐待と変わりません。

また、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、または養介護サービスの提供を受けている障害者については高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待の規定を適用するとされています。

② 「養護者」のとりえ方

高齢者虐待防止法では、養護者の定義を「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」と定めています。

「現に養護する」という文言上、「養護者」は当該高齢者の日常生活において何らかの世話をする人を指すと解されます。具体的な行為として、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅や自室の鍵の管理など、高齢者の生活に必要な行為を管理や提供していることが、現に養護するに該当すると考えられます。

養護者は、必ずしも当該高齢者と同居していなければならないわけではなく、例えば、近所に住みながら世話をしている親族や知人なども「養護者」であると考えられます。

「現に養護していない者による虐待の場合」

現に養護していない者による虐待については、虐待を行っている者が「養護者」に該当するかどうか（全く世話をしていないのか、過去はどうだったのか等）具体的な事実に基づいて適切に判断する必要があります。

また、「現に養護する」養護者は、同居人による高齢者への身体的・心理的・性的虐待を放置した場合には、「養護を著しく怠ること」にあたり、高齢者虐待に該当します。

（2）高齢者虐待の定義と種類

① 高齢者虐待の定義

高齢者虐待は、「養護者」によるものと「養介護施設従事者等」によるものに分類され、以下のように定義されています。

○「養護者」による高齢者虐待

○「養介護施設従事者等」による高齢者虐待

養介護施設従事者等とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が該当します。これには、直接介護に携わる職員のほか経営者・管理者層も含まれます。

② 高齢者虐待の種類

高齢者虐待防止法では、虐待の種類を5種類（身体的虐待、介護・世話に放棄放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待）に分類しています。

また、高齢者虐待防止法には、虐待の種類に分類されていませんが、高齢者の尊厳を守るという観点から「セルフネグレクト（自己放任）」も虐待の一種としてとらえ、適切な対応を図っていくことが求められます。

2. 高齢者虐待の種類

3. 虐待から起こる身体拘束と対処法

虐待には、いくつかの種類があると先程の資料にてお伝えをさせて頂きましたが、施設に置ける虐待で、まず起こりやすい可能性があると思われる物は「身体的虐待」です。

「身体的虐待」は、職員が利用者様に対して暴力行為が当たります。暴力行為とは、意図的に手を挙げる事や、つねったりする事も含まれます。身体的虐待は、暴力行為ばかりに目が行きがちですが動けないように、行動を抑制または拘束する事も「身体的虐待」に当たります。例えば、多動の利用者様を居室から出てこられない様に鍵を掛ける。また、ベッドから降りられない様にベッド柵で囲む。ベッドや椅子にひもで縛る、車いすに抑制帯を付ける等、いずれ「身体的虐待」に当たります。

町屋にも、多動の利用者様が見えます。多動の利用者様に、鍵を掛ける等の身体拘束は行っていません。多動で、施設内を頻繁に歩かれたり、または、玄関から出てこうとされる方も見えます。その様な時でも、「座ってて下さいね。」等の、動きを抑制する声掛けではなく、「どうされましたか？」等の、動かれた理由をまず、お聞きする対応をしています。多動の利用者様も動かれた時には、必ず理由があると思います。例えば、「トイレに行きたい。」、「パットが濡れていて気持ち悪い。」、「帰りたい。」等、利用者様や状況に応じて理由は様々あると考えています。そういった声掛けを行う事で、多動が落ち着く事や、多動の原因の気づきがあると思います。

また、玄関から出て行こうとされたとしても無理に戻そうとせずに、利用者様に付き添い、散歩等で外を歩く事で気分転換になればと思います。また、町屋では、日中鍵を掛けていません。夜間は、防犯の為に施錠します。また、玄関にはチャイムが付いています。音によって、職員が玄関からの出入りを把握出来るようにしています。

最後に、ベッド柵の取り扱いについてですが、ベッドから何度も滑り降りる利用者様も見えます。その様な、利用者様をベッド柵で囲ってしまう事は拘束になりますが、大変危険に思います。理由は、ベッド柵を乗り越えて降りようとされ、より大きな怪我、事故に繋がると思います。町屋では、ベッドから降りられる利用者様に対して、滑り降りた時に大きなケガや事故にならない様に床にベッドマットを敷く事もあります。

4. まとめ

今回は、高齢者虐待から繋がる身体拘束について検討をさせて頂きました。この、高齢者虐待は施設だけではなく、在宅でも起こりえる事だと思います。まず、町屋では身体拘束を行わない事は勿論ですが、少しでもこの様な事例が減っていけばと改めて感じました。

今後も、認知症の症状に合わせ、考え、身体拘束を行わないケアを町屋で続けていきます。

④ 意見照会

【市職員様】

◇避難訓練にて火災通報装置を使用した実通報訓練にも取り組まれているとのことで、実際に火災が起こった時、より冷静に対応できるかと思えます。職員の方1名での対応で、苦勞されたことがあれば教えて頂きたいです。

◆ご意見ありがとうございます。避難訓練を年2回行い、火災通報装置の取り扱い、どうしたら迅速に避難誘導出来るかを考える機会になればと思います。また、避難訓練の夜間想定時ですので実際に利用者様にベッドで寝て頂いた状態から始めます。誘導しようと声掛けをした所、不穩になってしまい、中々誘導出来なかった事もありました。また、今までの訓練で意見が多かったのが、車いすを如何に有効利用して誘導するかです。施設には、お一人で歩ける方、介助で歩ける方、車いすを使用している方等、さまざまな方が生活をされています。介助で歩ける方でも、避難時には車いすを利用した方が、安全に迅速に誘導できるのではないかという意見がありました。

【地域包括職員様】

◇特に意見はありません。今後ともよろしくお願いいたします。

◆ご意見ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。